

住所変更手続きについての催告

2025年2月10日
栃木保健医療生活協同組合
理事長 関口 真紀

日頃の生協活動へのご理解ご協力に感謝いたします。当組合へ加入されている組合員のみなさまへは毎年「出資高通知書」を郵送しております。しかし、ご住所の変更等について当組合への申し出がなされていない方。また、誤ってご住所の登録がされている方などへはお届けする事ができなくなっております。定款第10条により、長期にわたり住所不明になっている組合員は、住所変更の手続きが行われない場合、脱退の予告があったものとみなすことになっております。

つきましては、2024年度末にみなし自由脱退の処理を実施するにあたり、住所変更手続きの催告を行います。催告の内容は以下の通りです。

1. 住所変更手続きの対象者

- ① 対象者：2022年12月31日以前に組合員として登録され、その後も現在まで住所不明となっている組合員
- ② 対象者数：68名（2025年2月7日現在）

2. 該当組合員名簿の閲覧・確認

- ① 閲覧期間は2025年2月10日（月）～3月10日（月）医療生協本部で閲覧ができます。（平日9時～17時、土日祭日は不可）
- ② 閲覧は組合員に限り可能です。組合員証または身分証明書をご提示ください。

3. 該当した際の手続き

- ① 閲覧後所在が判明した組合員は、その場で住所変更手続きをしていただきます。
- ② 住所変更手続きを行った組合員は、組合員名簿にあらためて登録されます。

以上

ご連絡お問い合わせ先

栃木保健医療生活協同組合 ☎ 028-600-1606

※ 名簿の内容へのお問い合わせには応じかねます。

※みなし自由脱退処理された組合員の再登録

「みなし自由脱退」として扱われた組合員の正しい住所が判明した場合、所定の手続きにより組合員としていつでも再登録ができます。